

令和7年
(2025年)

6/15号

No. 1375

毎月1日・15日発行

ひがしくるめ

みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち

今号の主な内容

- ・男女共同参画週間……………2面
- ・6年度の廃棄物の排出・処理量(速報値)……………3面
- ・東久留米のとれたて!旬の野菜やお花を!夕市に行こう!…4面
- ・令和7年度文化庁伝統文化親子教室……………10面

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報課
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777(代)

東久留米市ホームページ
<https://www.city.higashikurume.lg.jp/>



東久留米市

検索

キミの手で、 まちの魅力を発信しよう!



広報部員募集!

東久留米市が大好きなキミへ!

いつもの通学路や遊び場で「これってすごい」「みんなに伝えたい」って思ったこと、ありませんか?

そんなキミの「発見」が、市の新しい魅力になるチャンスです。まちっこ広報部員になって、カメラを片手に取材に出かけ、広報紙や動画を制作し、まちの魅力を発信しよう!

対象 小学校高学年
～高校生

募集期間 6月10日(火)
～7月4日(金)

☎秘書広報課広報係 ☎042・470・7708

まちっこ広報部員の活動内容

実施期間：7月下旬～10月末

その1 東久留米の魅力を取材!

取材先は参加者間の話し合いで決定します。

その2 広報記事を作成!

取材の様子や広報部員が作成した記事を広報ひがしくるめに掲載し、市内全戸に配布します。

その3 SNSで市の魅力を投稿!

日常生活の中で見つけた素敵な場所やできごとをシェアしましょう。

その4 市公式YouTube動画を制作!

取材や、その他市の事業などを紹介する動画の企画や撮影にも挑戦しよう!

詳細は市☎および2面をご覧ください。



取材イメージ



印刷された広報紙の一部



広報紙作成の様子



市☎

まちっこ広報部員の活動内容の詳細

日時 場所 プログラム

▼プログラム①＝オリエンテーション・ワークショップ

7月31日(木)午後1時～5時、市役所7階
グループに分かれて話し合い、取材先・内容の決定や撮影機材の使用方の講習などを行います。

▼プログラム②＝取材

8月下旬、東久留米市内の取材地に現地集合
取材先は、プログラム①において決定するため、詳細な日時・場所などは、別途お知らせします。

▼プログラム③＝広報紙作成・動画制作

9月6日(土)、予備日7日(日)、市役所集合

▼プログラム④＝修了式

10月25日(土)、市役所7階
※プログラム③および④の詳細は、参加者に別途お知らせします。
※プログラム内容は、取材先との交渉や天候などにより変更場合があります。
※広報紙または動画の作成・制作の進行状況により、別途作業日が発生する場合があります。

☑ 次の要件を全て満たす方

① 7年4月1日現在、市内に在住または在学の小学校高学年～高校生に相当する学籍または年齢の方

② 全4回のプログラム全てに参加できる方

募集人数 10人程度(応募多数の場合、抽選)

費用 無料(取材時に実費などを負担する場合あり)

注 ▼完成した「広報ひがくるめ」は市内の全世帯に配布されます(東久留米まちっこ広報部員の顔写真なども掲載されます) ▼取材や編集に使用する機器などは市が用意します ▼東久留米まちっこ広報部員の写っている写真や動画は、「広報ひがくるめ」や市HP、市公式SNS、東久留米まちっこ広報部チラシなどで使用します

申 6月10日(火)～7月4日(金)に、市HPの申し込みフォームで

参加者の決定 7月9日(水)・10日(木)に応募時に記入いただいた☑アドレス宛てに連絡します

☎秘書広報課広報係 ☎042・470・7708



撮影道具(一眼レフカメラ、スマホ、ジンバル、ビデオカメラ)



動画制作の画面

男女共同参画週間 6月23日(月)～29日(日)

「男女共同参画社会基本法」が平成11(1999)年6月23日に公布・施行されたことを踏まえ、毎年6月23日から29日までの一週間は「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

今年度のキャッチフレーズは「誰でも、どこでも、自分らしく」です。

職場、学校、地域、家庭などで、ひとりひとりが個性と能力を発揮して、あらゆる分野で活躍できる社会を男女共同参画社会といいます。男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画週間のこの時期に「自分らしく」について考えてみませんか。

男女共同参画週間関連事業として、下記展示と講座を開催しますので、ぜひご参加ください。

☎男女平等推進センター ☎042・472・0061



「はて？」募集・展示

昨年に引き続き、今年も「はて？」を募集、展示します。日常のなかで「男はこう」「女はこう」だとか、「当たり前」とされているけれども、「へんだな」「おかしい」と感じている「はて？」はありませんか。

今年は「ジェンダー」に関する無意識の「思い込み」「偏見」に関する「はて？」を募集します。自分に向けられた体験でも、気づかされる体験でも構いません。

みなさんからのたくさんの「はて？」をお待ちしています。

展示期間 6月16日(月)午後1時～29日(日)

場 市役所1階屋内ひろば

申 6月16日(月)午後1時から展示会場または申し込みフォームで



申し込みフォーム

家事は、どうして大変なの？ ～解決のヒントを探る～

家事を切り口に、社会の状況や社会構造の問題、家事に対する人々の意識の移り変わりを読み解き、家事をめぐる「ねばならない」を手放すヒントを見つけます。

日 6月29日(日)午後2時～4時 場 市民プラザホール(市役所1階)

内 前半は講義、後半はグループで「名前のない家事」のリストを作り、可視化します

☑ 関心のある方 定 先着25人(要申し込み)

師 阿古真理氏(作家・生活史研究家)

他 2歳児～未就学児の保育あり(定員5人・先着順・6月20日(金)午後5時までに要申し込み)

申 6月16日(月)午前9時から、申し込みフォーム、または電話(☎042・472・0061)で



申し込みフォーム

6年度の廃棄物の排出・処理量(速報値)

ごみ対策課 ☎042・473・2117

市では、市民の皆さんにご協力いただき、廃棄物の分別・再資源化を進めています。6年度の燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみの収集量と容器包装プラスチックの回収量は、下表の通りです。引き続き、ごみ減量への取り組みにご協力をお願いします。



表 6年度 廃棄物の排出量および処理量(単位:トン)
(7年4月1日現在の速報値)

排出量	廃棄物	6年度		
		6年度	前年度比	前年度比
排出量	燃やせるごみ※	18,954	△573	△2.93%
	燃やせないごみ※ 粗大ごみ※ 有害ごみ	2,229	△77	△3.34%
	資源ごみ(行政回収)	6,518	△26	△0.40%
	うち容器包装プラスチック	1,566	30	1.95%
	資源ごみ(集団回収)	1,550	△123	△7.35%
	合計	29,251	△799	△2.66%
資源化量	燃やせないごみ・粗大ごみ	646	73	12.74%
	資源ごみ(行政回収、集団回収)	8,068	△149	△1.81%
	合計	8,714	△76	△0.86%
最終処分場搬入量(エコセメント化)		2,211	△246	△10.01%

※持ち込みごみを含みます。

街区表示板の破損などの通報のお願い

都市計画課土地利用計画担当
☎042・470・7782

「街区表示板」は、住居表示を実施している区域の町の名称と街区符号(例=上の原二丁目3番)を案内するために、電柱などに設置している表示板です。

この「街区表示板」が取れかかっていたり、破損して落ちてしまったりしているものがありましたら、都市計画課土地利用計画担当までご連絡ください。



再確認! 容器包装プラスチックの出し方

みなさんに分別して出していただいた容器包装プラスチックは、化学原料や燃料などに再商品化されています。再商品化をするためには品質がとても重要となりますので、引き続き、リチウムイオン電池などの危険物が混入しないようご注意くださいとともに、適正な分別にご協力をお願いします。詳しくは、市冊をご覧ください。
ごみ対策課 ☎042・473・2117



市冊
(容器包装プラスチック)



市冊
(二重袋禁止)

出し方のポイント

再商品化の妨げとなるため、汚れは取り除き、袋は小分けにせずばらけた状態で指定収集袋に入れて出してください。汚れは、洗剤を使って洗う必要はありません。簡単に落ちない場合は「燃やせないごみ」に出してください。

①中身を使い切る(取り出す)



②汚れは残り水ですすぐ



③指定収集袋に入れて出す



出せるもの(例)

商品を保護するプラスチック製の「容器または包装」で、商品を取り出したり使ったりした後不要になるものが対象です。



プラマークが目印です

ボトル・チューブ



パック・カップ



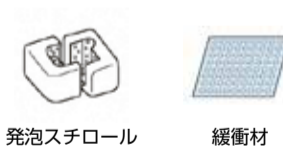
袋・フィルム



トレイ



緩衝材



ラベル・キャップ



出せないもの(例)

- ▼プラスチック以外の材質が含まれているもの
- ▼商品そのもの
- ▼ペットボトルマークのついたボトル類
- ▼汚れが残っているもの
- ▼リチウムイオン電池などを含む充電式の小型の家電類

CD・CDケース	アルミ製容器包装	乾電池	紙製容器包装	ペットボトル	充電式小型家電	コード類
タッパー	汚れの落ちないもの	ライター	ダンボール箱		キーボード	リモコン
燃やせないごみ		有害	紙類	ペットボトル	小型家電回収ボックス	

東久留米のとれたて！旬の野菜やお花を！ 夕市に行こう！

市民の皆さんに市内の農産物を知っていただくため、市の認定農業者の会および農業経営者クラブ会員が生産した新鮮な農産物を販売します。新鮮な農産物の味は格別です。ぜひご来場ください。

農産物政策課農政係 ☎042・470・7743

日時 7月5日(土) 午後4時から

(少雨決行)

※商品が無くなり次第終了

場所 市役所 1階屋外ひろば

旬のトウモロコシや枝豆などを販売する予定です。詳細は市HPをご確認ください。

環境保全対策のため、エコバッグの持参をお願いします



市HP



夕市の様子

市LINE公式アカウント を活用しよう！

友だち追加は
こちら



LINE (友だち追加)

農産物政策課農政係 ☎042・470・7708

市LINE公式アカウントでは、イベント情報や防犯情報、補助金の情報などを発信しています。受信したいジャンルの情報だけ選んで受信できますので、ぜひ友だち追加をお願いします。設定はいつでも変更可能です。

※受信ジャンルの設定を行っていないと、市からの情報は届きません。お済みでない方は下部のメニュー画面から設定をお願いします。



市HP



受信ジャンルの設定はこちら

■受信ジャンル

- 市の魅力や観光
- 防災・消防
- イベント
- ごみ・環境
- 職員採用
- 子育て
- 消費生活・防犯
- 健康・福祉介護
- 補助金・給付金等
- その他行政情報



7月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先	
法律相談(各日8人)	2日(水)	午前10時から	弁護士	6月26日(木)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎042・470・7738	
	9日(水)			7月10日(木)			
	16日(水)						
	23日(水)						
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	2日(水)	午後1時から	司法書士	6月24日(火)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061	
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)	2日(水)	午前10時から	土地家屋調査士	7月10日(木)			
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	9日(水)	午後1時から	行政書士	7月3日(木)			
税務相談(5人)	16日(水)	午後1時半から	税理士	7月8日(火)			
人権・身の上相談(4人)	16日(水)	午後1時半から	人権擁護委員	7月10日(木)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061	
不動産取引相談(5人)	3日(木)	午後1時から	宅地建物取引士	6月26日(木)			
交通事故相談(5人)	23日(水)	午前10時から	弁護士	7月17日(木)			
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	23日(水)	午前10時から	社会保険労務士	7月17日(木)			
女性の悩みごと相談(各日4人)	7日(月)	午前10時～午後7時	女性カウンセラー	6月18日(水)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061	
	14日(月)			7月2日(水)			
	22日(火)						
	28日(月)						
女性弁護士による法律相談(4人)	4日(金)	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	6月20日(金)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061	
経営相談	平日	午前10時半～午後4時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可			
耐震相談	7月は実施しません(次回は8月8日(金)実施予定)						施設建設課 ☎042・470・7756
教育相談 ※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	教育相談員	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)			中央相談室 ☎042・473・3667
	月曜～金曜日			滝山相談室(西部地域センター内)	滝山相談室 ☎042・475・8909		
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	母子・父子自立支援員	市役所2階児童青少年課	児童青少年課 ☎042・470・7736		
知的障害者相談	9日(水)	午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室	前月末までに障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・475・8181		
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター支援員	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター ☎042・477・2711		
職業相談	開庁日		ハローワーク三鷹職員	市役所2階ワークコーナー	直接会場で		
住宅増改築相談	10日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば			
消費者相談	平日		消費生活相談員	市役所2階生活文化課	市消費者センター ☎042・473・4505		
行政相談	9日(水)	午前10時～正午	行政相談委員	市役所2階生活文化課	生活文化課 ☎042・470・7738		
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員	市役所1階福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741		



6月30日(月)納期限

納期前納付にご協力ください
固納税課
☎042・470・7729

市民税・都民税・
森林環境税(普通徴収)

第1期

住宅改修工事等による 固定資産税(家屋) の軽減制度

既存家屋に対して次の①～④の住宅改修工事等を行い、一定の要件を満たす場合、家屋の固定資産税を軽減する制度があります。適用を受けるためには、改修工事等完了後、必要書類を揃えて3カ月以内に申告が必要で、

なお、各軽減の要件・期間・金額および申告に必要な書類などは、市(市)新築家屋等に対する減額措置をご覧ください。

※送元は都後期高齢者医療広域連合
シエネリック医薬品とは一般的に低価格でありながら、新築(先発医薬品)と同一の有効成分を含み、同等の効き目があると国に認められている後発医薬品です。
注 技術料や管理料などによつては、自己負担の総額が軽減できない場合があります。▼シエネリック医薬品
シエネリック医薬品差額通知書を送付します



市(市)

①耐震改修住宅軽減②バリアフリー改修住宅軽減③省エネ改修住宅軽減④マンション長寿命化促進税制に係る軽減

ジェネリック医薬品差額通知書を送付します
ジェネリック医薬品に切り替えることで、薬代の自己負担額がいくらか軽減できるかを試算した「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。切り替えの参考にしてください。
注 生活習慣病などの医薬品が処方されている方で、お薬代が一定金額以上軽減される



子育てに関する利用者支援事業

保育サービスなどの 相談・ご案内を行っています

☎こども家庭センターこども政策係(利用者支援員) ☎042・420・6741

市では、子育て中の方や妊婦の方が、主に保育に関する施設や地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように、利用者支援員が窓口などで情報提供・相談・助言などを行う「利用者支援事業」を実施しています。

また、利用者支援員が保育施設への入所や市内の保育サービスについてご案内する「利用者支援員相談」を行っていますので、ぜひご利用ください。利用にあたっては事前に予約フォームから相談日時をご予約ください。



予約フォーム

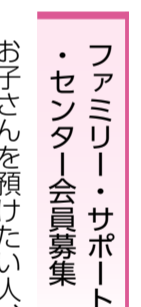


7年度東久留米市こども 食堂支援事業補助金

市内において、地域のこどもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取り組み(こども食堂)を行う事業者に対して補助金を交付します。
補助対象期間 7年4月1日～8年3月31日(必)
補助対象経費 経費、使用料及び賃借料、役務費等、設備整備費等
※人件費および事業者の運営に要する経費等は補助対象外。
申 9月30日(必)までに(必着)、市(市)で交付要件、申請方法などを確認の上、交付申請書などを郵送(〒203・8555、市役所児童青少年課宛)または直接同課(市役所2階)へ持参を。なお、提出された書類は返却しません。
※申請書類をもとに交付を決定し、結果を通知します。
☎同課児童青少年係 ☎042・470・7735



市(市)



ファミリー・サポート センター会員募集

お子さんを預けたい人、協力したい人からなる有償の相互援助活動です。利用したい人、協力したい人ともに、まずは事業説明会にご参加ください。
☎7月は動画を視聴する個別説明
他 利用したい人、協力したい人ともに登録が必要で、登録後、会員同士の顔合わせ、講習会の受講(8年6月。サポート会員のみ)が必要
☎電話で資料請求を
☎同センター ☎042・475・3294



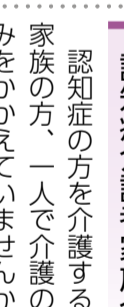
市社協(市)



高齢者 福祉

ひがくるめ ひきこもり家族会

「家族が学校にいかない」「家にこもっている」「仕事をしない」「関わり方がわからない」など、同じ悩みを抱える方同士で悩みを分かち合い、つながり、支え合う集まりです。お話を聞いただけでもかまいません。ほっとできる場として、気軽にご参加ください。
☎7月13日②8月17日
☎9月21日、いずれも日曜
日午後2時～4時(1時45分から受け付け、入室自由)
☎1中央町地区センター2



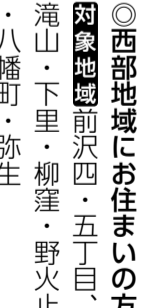
認知症介護者家族会

認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえています。日々のことや心配ごとなど、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。7月は中部・西部地域包括支援センター主催です(8月は東部地域包括支援センターで開催します)。
☎中部地域にお住まいの方
対象地域 学園町・ひばりが丘団地・本町・中央町・幸町・南沢・前沢一～三丁目・南町
☎7月7日(月)午後1時15分～2時半。中央町地区センター第1会議室
☎中部地域包括支援センター ☎042・470・8186
または ☎042・451・5121



申し込み
フォーム

階第3・4会議室②③市役所7階701会議室
☎ひきこもりでお悩みの家族または本人
☎各回先着20人
☎各開催日の4日前までに申し込みフォームまたは直接市地域福祉コーディネーター担当(市社会福祉協議会ポランティアセンター)へ
☎同担当 ☎042・475・0739



☎西部地区にお住まいの方
対象地域 前沢四・五丁目、滝山・下里・柳窪・野火止・八幡町・弥生
☎7月11日(金)午後1時15分～2時半。西部地域センター第2講習室
☎西部地域包括支援センター ☎042・472・0661



「あんしん生活調査」 にご協力を

高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるように、生活状況等を把握する調査です。地域包括支援センターや在宅介護支援センターの職員がご自宅を訪問することもありますのでご協力ください。



表 担当地区の連絡先

担当地区	名称・電話番号
上の原、神宝町、金山町、氷川台、大門町、東本町、新川町、浅間町、小山一～三丁目	●東部地域包括支援センター(本部) ☎042・428・7788
学園町、ひばりが丘団地、本町、中央町、幸町一丁目、南沢、前沢一～三丁目、南町	●中部地域包括支援センター(本部) ☎042・451・5121
前沢四・五丁目、滝山、下里、柳窪、弥生	●西部地域包括支援センター ☎042・472・0661
小山四・五丁目、幸町二～五丁目、野火止、八幡町	●在宅介護支援センター ☎042・479・0803



住環境

夏祭りや花火大会での火災を防ごう

これからの季節、イベントがたくさん行われます。火気使用器具等を取り扱う場合は、次のことに気をつけてください。

▼ガスボンベは器具として取り扱い、転倒防止を実施する▼燃料漏れがないことを確認する▼燃料缶は日が当たる場所に放置しない、使用中に補給しない▼2台のコンロを並べた上に鉄板などを置いて使用しない▼照明器具・調理器具は可燃物との距離を空ける▼必ず消火器を準備する▼露店で火気使用器具等を使用するときは、3日前までに消防署へ届け出る

東久留米消防署HPがリニューアルされました
042・471・0119
同消防署警防課消防係



東京消防庁HP (東久留米消防署)

熱中症に注意

昨年、東京消防庁管内で6月～9月の4カ月間に熱中症により医療機関に搬送された方は7993人で過去最多となりました。そのうち65歳以上の高齢者が426人(5.4%)となっています。高齢者は、体内の水分量の減少や体温調節機能の低下から熱中症の危険性が高くなります。水分

民有地のハチ対策

市では、個人の住宅や管理者が居る集合住宅など、民有地にできたハチの巣の駆除は行っていません。ハチは、特に手入れ不足の庭木などに多く巣づくりをします。手入れを充分にしてください。

ハチの巣を取り除くときアシナガバチは攻撃性が少ないので、薬局などでハチ専用の駆除スプレーを購入し駆除が可能です。スズメバチは凶暴で攻撃性が強いので専門の駆除業者への依頼をお勧めします。



東京消防庁HP

防犯機器の導入にかかる補助金

都では、「闇バイト」による強盗事件が相次いでいることを受け、令和7・8年度の緊急対策として、侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器(防犯カメラなどの購入・設置にかかる費用を、市区町村による補助事業を通じて支援します。これを受け、市では補助事業の内容について検討しています。

補助を受ける際には、防犯機器等の購入・設置にかかった領収書(レシート不可)の提出が必要になるため、7年4月以降に防犯機器を購入し、かつ同制度の利用を検討される場合は、領収書の保管をお願いいたします。

詳細は広報7月15日号や市HPなどでお知らせします。防犯防犯課防犯・防犯担当 042・470・7769

段差解消ブロック等撤去のお願い

自宅や駐車場と道路の段差を解消するための段差解消ブロックや鉄板などを設置することは道路法で禁止されています。



市HP

段差解消ブロック等撤去のお願い

これらの行為は、歩行者などが転倒する事故の原因となり、設置した方が事故の責任を問われることがあります。また、雨の日には雨水の流れを止めてしまい、道路冠水の原因になることもあります。設置している場合は、速やかな撤去をお願いします。

浸水への備えを

都下水道局では、雨期に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定め、地域の皆さんに浸水の備えをお願いしています。道路にある雨水ますや側溝がふさがっていると、雨水が雨水管に流れ込み、浸水の危険性が高まります。雨水ますや側溝にごみを入れたり、上に乗物を置かないようにしましょう。

また、都下水道局の「東京アメッシュ」で降雨情報を提供していますので活用ください。

施設建設課下水道計画担当 042・470・7758
または都下水道局流域下水道本部計画課 042・527・4828



東京アメッシュ

ご存じですか～高齢者のみまもりに関する事業～

市では、さまざまな視点から高齢者のみまもりに取り組んでいます。日常生活の中で、「いつもと違う」「何かおかしい」と感じたら、担当の地域包括支援センターへご相談ください。各事業によって、対象となる方の要件が異なりますので、詳細は担当までお問い合わせください。



高齢者のみまもりに関する事業一覧

事業名	対象者	内容	担当
みまもりネットワーク事業	おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、介護保険など定期的な公的サービス未利用の方	みまもり協力員が高齢者に声掛けや遠いみまもり(郵便物の確認など)を行います。地域包括支援センターで相談の上、個別に計画します。	東部地域包括支援センター ☎042・473・9996 または同本部☎042・428・7788
配食サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、日常生活(食の確保)に支障があり、定期的な安否確認を要する方	バランスのとれた食事で健康保持を図り、定期的な触れ合いで安否確認をします。最大週4食まで可能。申請に基づき決定します。1食500円。	中部地域包括支援センター ☎042・470・8186 または同本部☎042・451・5121
あんしん生活調査	75歳以上の「ひとり暮らし」または「高齢者(65歳以上の方を含む)のみの世帯」	毎年、地域包括支援センター職員が担当地域を決めて直接訪問し、高齢者の生活を支える基礎情報をお伺いします。調査内容は、市および地域包括支援センターにて保管します。	西部地域包括支援センター ☎042・472・0661 介護福祉課地域ケア係 ☎042・470・7777(内線2502)
救急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らしまたは病弱な高齢者のみの世帯で、心臓疾患などで常時注意を要する方など	直接消防署へ連絡できる機器を貸与します。N T Tの電話回線と協力員が2人必要(おおむね500m以内に居住している方)。所得により負担額が異なります。	福祉総務課高齢者福祉係 ☎042・470・7777 (内線2508)
友愛活動(東久留米市シニアクラブ連合会)	シニアクラブ連合会に加入している老人クラブの活動区域で、ひとり暮らしをしている高齢者の方や高齢者世帯など	見守りなどが必要な方に対して、シニアクラブ連合会の会員が、電話や声掛けで安否確認を行い、家庭訪問をして話し相手になることで孤立感を解消します。	市社会福祉協議会 ☎042・475・0739
ミニデイホーム・子育てサロン活動	主に日中に孤立しがちなひとり暮らし高齢者、障害者、乳幼児を抱える親など	趣味・健康・交流活動等を通して顔の見える関係をつくります。月1～2回。	東京都防災・建築まちづくりセンター ☎03・5989・1784
あんしん居住制度	都内(島しょは除く)にお住まい、あるいはこれからお住まいになる高齢者など	「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により、24時間安否確認と緊急対応を行います。	

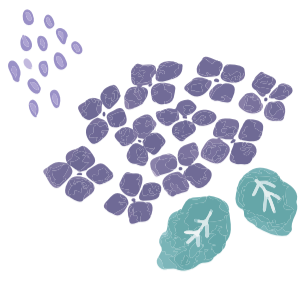
お知らせ

市長の資産等報告書の閲覧

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定により、ごなたでも市長が作成した報告書の閲覧ができます。

閲覧できる報告書資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書

閲覧期間・場所 6月30日(月)以降の午前8時半～午後5時(閉庁日時を除く)に、総務課(市役所4階)で

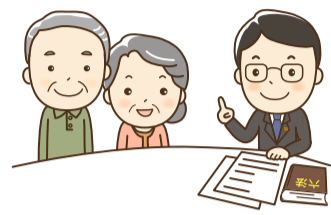


6年度個人情報保護制度の運用状況と情報公開制度の利用状況

個人情報保護制度の運用状況

6年度の運用状況は、次の通りです。個人情報の開示請求の処理状況は、請求7件に対し開示決定2件、一部開示決定4件、非開示決定2件(うち不存在2件)でした。苦情申出、訂正請求、利用中止請求および審査請求はありませんでした。

情報公開制度の利用状況 6年度の利用状況は、次の通りです。公文書の開示請求の処理状況は、請求69件に対し開示決定53件、一部開示決定28件、非開示決定7件(うち不存在5件)、取り下げ2件でした。審査請求はありませんでした。



無料法律相談会

弁護士による無料法律相談会を行います。お金のトラブル、不動産関係、相続離婚、成年後見、事業者向け法務、労働問題、刑事事件、債務整理など幅広い種類の案件を取り扱っていますので、お気軽にご相談ください。

6月21日(土)午前10時～午後4時(1枠30分) 多摩パブリック法律事務所(立川市曙町2-34-17、ファーストビル2階) 同事務所のご利用が初めての方 定先着32人 費用無料

市民環境会議 市民委員募集

募集の詳細は市HPをご覧ください。



任期など 8月1日～9年7月31日

応募資格 次の条件をすべて満たす方 市内在住・在学中の方 基本的なパソコン操作が可能な方 会議や話し合いの場、各種活動に協同性をもって参加できる方

マンション管理計画認定制度

マンション管理計画認定制度は、管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができる制度です。

申請期間・応募方法 6月30日(月)までに(必着、専用フォームまたは(1)住所②氏名(ふりがな)③生年月日④電話番号⑤アドレス⑥Eメールもしくはメールアドレスを記入し、kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp宛て)で送信を



環境政策課計画調整係 042・470・7753

さいわい福祉センター 日中一時支援事業 介護人募集

勤務内容 知的障害または身体障害がある方の同センター内での日中活動の支援 勤務時間 1時間から(利用者の利用時間中) 報酬 1163円から

他 施設内研修あり 申請同センター 042・477・2711(平日午前9時～午後5時)



官公署 など

市社会福祉協議会のお知らせ

成年後見制度無料専門相談

6月25日、7月23日、8月27日、いずれも水曜日午後2時から(1組60分) 場わくわく健康プラザ2階 社協会議室

成年後見制度や任意後見制度の手続き方法などに関する相談 市内在住の方および福祉関係者 定各日先着2組 師奇数月は社会福祉士、偶数月は司法書士 費用無料

申請相談日の1週間前までに電話で市社会福祉協議会相談支援担当(成年後見制度推進機関)へ 同担当 042・479・0294



無料法律相談

7月13日②8月10日③9月14日、いずれも日曜日午後2時から(1組40分) 場中央町地区センター 遺言、相続、贈与、財産分与、成年後見・任意後見制度利用、権利侵害、身上保護、福祉サービスの苦情、その他権利擁護に関する相談

市社会福祉協議会のお知らせ

成年後見制度無料専門相談 6月25日、7月23日、8月27日、いずれも水曜日午後2時から(1組60分) 場わくわく健康プラザ2階 社協会議室

成年後見制度や任意後見制度の手続き方法などに関する相談 市内在住の方および福祉関係者 定各日先着2組 師奇数月は社会福祉士、偶数月は司法書士 費用無料

申請相談日の1週間前までに電話で市社会福祉協議会相談支援担当(成年後見制度推進機関)へ 同担当 042・479・0294



チャレンジボランティア講座

ボランティア活動にチャレンジしたい人に、ボランティアの基本的学びと活動先を紹介する講座です。

オンライン説明会に参加した7歳(小学1年生)からおむね20歳代 ※小学3年生未満は保護者同伴が必要 定先着30人程度(各施設受け入れ可能人数で調整) 費350円(ボランティア保険代)

7月10日(木)～8月8日(金)の平日午前9時～正午、午後1時～4時半に、電話で予約の上、わくわく健康プラザ社協ボランティアセンターへ オンライン説明会 7月1日(火)～8月8日(金)に、市協

都立霊園使用者の申込書を配布しています

申込書配布・申込期間 6月13日(金)～7月4日(金) 場市民課(市役所1階)、市内各連絡所、各都立霊園など



市社協HP

市民伝言板

◆東久留米市山岳連盟・トレッキングクラブ 毎月1回。第1木曜日午後6時半～8時 場コミュニティホール東本町 入会金500円、会費6カ月3,000円 他近郊の低山からアルプス級の間々へ月3～4回計画、参加は自由です 場中山 090・4675・7148

◆遊友会グランドゴルフ 毎月2回。水曜日午後1時～3時、木曜日午前9時～正午 場不動橋グラウンド場 入会金1,000円、会費6カ月1,000円 他体験歓迎、健康で明るく楽しいクラブです。一緒に楽しみませんか 場五十嵐 090・7232・3786



同協会HP

市民伝言板 会員募集 ◆東久留米市山岳連盟・トレッキングクラブ ◆遊友会グランドゴルフ ◆不働橋広場体操会 ◆英会話カフェ(ウラウライングリッシュ) ◆相続・空き家・遺言の相談会(NPO法人ブループレートプロジェクト)

不働橋広場体操会 ◆英会話カフェ(ウラウライングリッシュ) ◆相続・空き家・遺言の相談会(NPO法人ブループレートプロジェクト)